

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書については、地方税法附則第7条の第3項1号及び第10項第1号の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいりたい。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）について、保険者から認定を受けた被保険者は、保険医療機関等の窓口において被保険者証とあわせて当該証を提示することで、認定を受けていることの確認を受けることができる。当該証を提示した者が、当該被保険者であることの確認ができるよう、被保険者証と同様の記載事項を設けているところである。

その上で、当該証を含む各種の証の性別表記については、「被保険者証の性別表記について」（平成24年9月21日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「被保険者証の性別表記について」（平成24年12月6日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により国民年金法(昭和34年法律第141号)が改正され、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降は、国民年金手帳に代えて、基礎年金番号が確認できる書類として基礎年金番号通知書を作成及び交付することとしており、当該通知書の再交付申請においては「性別」の記載は要しないこととする。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

新農業者年金の老齢年金は、自ら積み立てた保険料とその運用収入により年金額が決まる積立方式の年金制度である。

被保険者が自ら積み立てた保険料を適切に年金として受給権者へ還元しつつ、将来にわたって、年金財政の均衡を保つため、老齢年金の額は、裁定時(原則65歳)に、①納付された保険料とその運用収入の総額(年金原資)を、②年金現価率(予定利率と年金受給権者の生存・死亡の状況を見込むための予定死亡率から算定)で除して算定することとしている。

年金現価率は、平均余命の違いにより男女で異なる予定死亡率を勘案して男女別々に算定しているところであり、積み立てられた保険料を適切に還元等できる年金額を算定するために、裁定請求書へ男女を明記いただく必要がある。

なお、旧農業者年金の老齢年金は、新農業者年金とは異なり賦課方式を採用していた制度であり、制度上、男女による差がないことから、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。